

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和7年8月7日(木) 午前10時00分		
開 会 場 所	西尾市役所 51会議室		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前10時40分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡将暢 武内基亘 藤井遼太郎 石崎光子		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 菅沼律哉、教育部次長兼教育庶務課長 渡辺登志雄、学校教育課長 藤井健一、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 浅岡秀雄、生涯学習課長兼生涯学習センター(仮称)整備推進室長 澤 雅、文化財課長 林 知左子、図書館長 伊奈八千代、交流共創部長 高須清和、観光文化振興課長 木下奈美、スポーツ振興課長 宮嶋徹夫、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 水野文子		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議 議案第22号 西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の制定について 【生涯学習課】 議案第23号 西尾市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則の制定について【生涯学習課】 議案第24号 西尾市岩瀬文庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】 議案第25号 西尾市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】 議案第26号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】 議案第27号 西尾市塩田体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化財課】</p> <p>5 その他 (1) 生涯学習センター整備工事の契約状況について【生涯学習課】 (2) 西尾市岩瀬文庫企画展100回記念特別展(後期)「江戸の出版文化と葛屋重三郎～楽しすぎるよ!江戸の本～」について【文化財課】 (3) 令和6年度西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について 【スポーツ振興課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用16件</p>		

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会8月定例会を開会いたします。</p>
教育長	<p>それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、平岡委員、藤井委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会の会議録については、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。前回定例会の会議録については、原案どおり承認することにいたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>愛知県都市教育長会の席上で、県内のほとんどの市町において、いじめの重大事態への対応に苦慮していると聞きました。そこで、この状況に至った経緯と課題についてまとめてみました。</p> <p>平成25年にいじめの定義が改められました。生徒指導の諸課題調査では、どんな些細ないじめも見逃さないという方針のもと、徹底した被害者側視点となり、<u>いじめられたという訴えがありさえすれば、是非を問わずいじめにカウントする</u>という。この強引な通知は、学校現場を困惑させました。この論理に当てはめると、喧嘩で負けた子どもも、いじめられたと言えはいじめの被害者になります。みんなで決めたクラスのルールを無視した子どもが、帰りの会で友だちに注意されて、それをいじめと言いつけていじめになります。実際の学校現場では、これまで通り子どもたちの気持ちに寄り添いながら、健全な人間関係や正常な相互評価を育てるべく指導に腐心していますが、この被害者救済を最優先するあまり、子ども社会の現実と乖離してしまった通知は、いじめの認知件数を激増させてマスコミ報道を煽るとともに、いじめを社会問題化させ、その後のいじめ問題への対応を大きく歪めていく起点となってしまいました。</p> <p>そして平成29年に出された「<u>いじめの重大事態の調査に関するガイドライン</u>」を契機に、マスコミでも重大事態に関わる記事が増加しました。国の通知によれば、<u>いじめによって不登校になった疑いがある場合は重大事態</u>となります。たとえいじめと不登校との因果関係が確認できないとしても、<u>被害者あるいはその保護者の訴えがあれば、重大事態として扱う</u>ように示されています。<u>保護者の中には、不登校の原因を意図的にいじめと結び付けて捉える方も現れました。</u>重大事態と認定された場合、弁護士を含めた調査委員会が設置され、その協議結果により加害者の出校停止や別室指導等も含めた適切な措置についての方向性が示唆されます。さらに、調査委員会において、適切な措置の方向性が示されたとしても、その措置が被害者の保護者の意に沿ったものでなければ不服とされ、首長部局へ再調査を求めることができることとなりました。</p>

令和6年3月17日の新聞報道であった名古屋市の事案では、保護者は、市当局による再調査委員会の判断も不服として、学校の安全配慮義務違反の慰謝料など、1,540万円を求めて市を提訴しました。名古屋地裁は、いじめの存在は認めたものの、自殺の直接的な契機とは断定できないとして、訴えを却下しました。また、いじめに関する報道では、マスコミは、常に被害者保護者の主張を後押しし、一貫して学校や教育委員会の不備を批判する論調ですが、3月26日の新聞に掲載された、文科省のいじめに関する調査についての大学教授（学校教育学）のコメントには、教員と子どものいじめの認識数の差について、こんな一節がありました。「教員がいじめではないと判断したことで、子どもがいじめと感じていることは少なくない。・・・そういった教員の認識の甘さ・・・」。この教授の見解こそが認識の甘さであると思います。実際の生活指導の場において、なぜ教員がいじめではないと判断したのか、また、子どもがいじめだと訴えたことの内心を探り、その主張が独りよがりではないという確認の上での見解なのでしょうか。このような調査結果の表層だけを捉えた、教育現場を理解していない学者らの見解が、報道では時に専門家の意見として罷り通ってしまいます。

これらの記事に限らず、いじめに関する報道の中では、集団生活の中での子どもの心の成長や教育現場での道徳的な指導が、枠外に置かれて論じられているように思われます。いじめは、本来、道徳教育や生徒指導をもって改善すべき問題です。このような子どもを置き去りにした議論は、いじめが社会問題として取り上げられて以降、頻繁に見られます。

以上述べてきたような現状は、文科省の対応指針（いじめ対策基本法や重大事態の調査に関するガイドライン）が、被害者側に寄り過ぎたために、いじめの具体的な事実と被害の因果関係を適切に判断することなく、また加害者側の事由や子ども集団のモラルが考慮されていないことに起因しています。そのため、加害者には大した瑕疵がないのにもかかわらず、重大事態の調査対象として大きなストレスを被ったり、あるいは子ども集団内の関係性を歪め、事案に関係した子どもや保護者の納得も得られず、学校への不信感につながったりすることも危惧されています。

深刻ないじめに対するセーフティネットが不可欠であることは言うまでもありませんが、私たち大人が、子どもたちの内心をくまなく捉え、子ども社会を完全にコントロールできると考えるのは、大人の思い上がりです。また、子どもの問題にかかわる中で、保護者の方が、自分の感情に囚われてしまい、子どものことを置き去りにして、保護者間の問題として深刻化しているケースもしばしば見受けられます。このような状況を改善するためには、いじめの定義やガイドラインを見直し、歪んでしまった道理を正すとともに、大人たちが子どもを信じて見守り、子ども集団の自浄作用を促しながら、大人たち自身も背中でモラルを語るべきで、そうでなければ、この理不尽な実状は、遠からず小中学校の道徳教育を後退させる事態を招きかねないと思われます。

教育長

続きまして（2）教育部長報告をお願いします。

教育部長

（2）教育部長報告

私から2点、ご報告させていただきます。

1点目は、市議会7月臨時会についてです。

市議会議員の改選後の初の議会として去る7月17日に開催され、冒頭に議会人事が行われました。お手元の「西尾市議会常任委員会委員等名簿」をご覧ください。

	<p>第6 1代議長に松井晋一郎議員、第6 7代副議長に中根志信議員が選任されました。そして、教育委員会を所管する常任委員会の文教交流委員会は、7名の議員で構成され、委員長に山本道代議員、副委員長に牧一心議員が選任されました。</p> <p>引き続き、教育委員会の各種施策についてご理解いただくよう丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>その後、市長の所信表明演説が行われ、続いて、生涯学習センター建設工事及び電気設備工事の工事請負契約をはじめとする4議案について審議が行われ、すべて原案の通り可決されました</p> <p>2点目は、西尾市議会9月定例会の日程についてです。</p> <p>お手元の9月定例会会期日程をご覧ください。</p> <p>8月29日の金曜日に開会し、9月25日の木曜日までの28日間の会期で行われます。</p> <p>一般質問は、予備日も含めて本会議4日目の9月1日から3日までの3日間が予定されております。</p> <p>教育に対しては、議員の皆さんの関心が高いところであり、今回も多くの質問の通告が予想されます。しっかりと答弁調整を行い、きちんとした答弁が出来るよう、準備してまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>「議案第22号 西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の制定について」、「議案第23号 西尾市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則の制定について」は、関連がありますので一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>ただいま議題となりました2議案につきまして、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げます。資料1ページをご覧ください。</p> <p>まず、議案第22号 西尾市生涯学習センターの管理に関する条例の制定について、本案は、西尾市生涯学習センターを設置するため、新たに条例を制定するものでございます。本条例は、全19条及び附則からなっております。</p> <p>それでは、条文のご説明を申し上げますので、2ページをご覧ください。</p> <p>第1条は趣旨規定で、この条例の制定理由を明らかにしたものでございます。</p> <p>第2条は、第1項で設置する施設を定めるもので、第2項で相互の連携による運営を定めるものでございます。</p> <p>第3条は、生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせることができることを定めるものでございます。</p> <p>第4条は、指定管理者が行う業務について、第1号から第6号までで定めるものでございます。</p> <p>第5条は、指定管理者の権限について定めるものでございます。</p> <p>第6条は、第1項で利用の許可について定めるもので、第2項で利用許可に条件を付することができることを定めるものでございます。</p> <p>第7条は、利用の不許可について、第1号から第3号までで定めるものでございます。</p> <p>第8条は、目的外利用等の禁止について定めるものでございます。</p> <p>第9条は、特別の設備について定めるものでございます。</p>

第10条は、利用者の義務について定めるものでございます。

第11条は、第1項で入館の制限について、第1号から第5号までで定めるもので、第2項で入館者の数等を制限することができることを定めるものでございます。

第12条は、第1項で利用許可の取り消し及び利用の中止命令について、第1号から第5号までで定めるもので、第2項は、第1項の規定により、利用者が受ける損害について定めるものでございます。

第13条は、使用料について定めるものでございます。

第14条は、使用料の減免について定めるものでございます。

第15条は、使用料の還付について定めるものでございます。

第16条は、第1項で、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができること、第2項で利用料金の額、第3項で、条文中の「使用料」を「利用料金」と読み替えること及び第14条及び前条中の「市長」を「指定管理者」と読み替えることについて定めるものでございます。

第17条は、第1項で利用が終わったときなどの原状復帰の義務について定めるもので、第2項で第1項の規定を履行しない場合の対応について定めるものでございます。

第18条は、施設または附属設備の損害賠償について定めるものでございます。

第19条は委任についての規定で、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

最後に附則でございしますが、この条例は令和9年4月1日から施行し、次項利用許可の申請その他の準備行為の規定は、令和8年10月1日から施行したいとするものでございます。

また、西尾市都市公園条例第5条第2項に、「西尾市生涯学習センター」を追加するものでございます。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

資料8ページをご覧ください。

続きまして、議案第23号 西尾市生涯学習センターの管理及び運営に関する規則の制定について、本案は、西尾市生涯学習センターを設置するため、新たに規則を制定するものでございます。本規則は、全14条及び附則からなっております。

それでは、条文のご説明を申し上げます。

第1条は趣旨規定で、この規則の制定理由を明らかにしたものでございます。

第2条は、開館時間を定めるものでございます。

第3条は、休館日を第1号及び第2号で定めるものでございます。

第4条は、第1項で利用許可申請書の提出について定めるもので、第2項で利用許可申請書の提出期間を定めるものでございます。

第5条は、第1項で利用許可書の交付について定めるもので、第2項で利用許可書の提示について定めるものでございます。

第6条は、第1項で特別設備許可申請書の提出について定めるもので、第2項で特別設備許可書の交付について定めるものでございます。

第7条は、第1項で利用許可変更・取消し申請書の提出について定めるもので、第2項で利用許可変更・取消し承認通知書の交付について定めるもので、第3項で使用料に追加を生じた場合の納付期限を定めるものでございます。

	<p>第8条は、第1項で使用料後納申請書の提出について定めるもので、第2項で使用料後納承認通知書の交付について定めるものでございます。</p> <p>第9条は、第1項で使用料の減免について、第1号から第3号までで定めるもので、第2項で使用料減免申請書の提出について定めるもので、第3項で使用料減免承認通知書の交付について定めるものでございます。</p> <p>第10条は、第1項で使用料の還付の基準について、第1号及び第2号で定めるもので、第2項で使用料の還付割合について、第1号から第3号で定めるもので、第3項で教育委員会が利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合の還付について定めるもので、第4項で使用料還付申請書の提出について定めるものでございます。</p> <p>第11条は、遵守事項について、第1号から第6号までで定めるものでございます。</p> <p>第12条は、指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用について定めるものでございます。</p> <p>第13条は、汚損等届出の義務について定めるものでございます。</p> <p>第14条は、委任について定めるものでございます。</p> <p>最後に附則でございますが、この規則は令和9年4月1日から施行し、次項利用許可の申請その他の準備行為の規定は、令和8年10月1日から施行したいとするものでございます。</p> <p>以上、議案第23号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第22号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第23号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>「議案第24号 西尾市岩瀬文庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第25号 西尾市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第26号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第27号 西尾市塩田体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連がありますので一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
文化財課長	ただ今議題となりました、「議案第24号 西尾市岩瀬文庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」はじめ4議案は、関連があるため一括でご説明申し上げます。

	<p>始めに25ページから28ページまでの条例及び新旧対照表につきまして、差し替えとなりましたことをご詫び申し上げます。差し替えは「議案第26号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」例規審査会の指摘事項を修正したことによるものです。</p> <p>「議案第24号 西尾市岩瀬文庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>資料19ページをご覧ください。</p> <p>岩瀬文庫の所蔵資料についての閲覧許可の制限についての規定はありましたが、「入館の制限」に関する条文がないため、現状、迷惑行為等をする者の入館を制限する根拠がない状態です。</p> <p>岩瀬文庫は資料閲覧のみならず、展示や休憩室への入館も多いため、今後適正な施設管理を行うにあたり入館についての制限も必要と考え、今回改正するものです。</p> <p>資料21ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>内容につきましては、最近の風潮を鑑みて「入館を禁じ、退館をさせることができる」ことを明記し、表記も「めいてい者」、「動物類を携行する者」等内容も具体的なものとしました。</p> <p>続いて、「議案第25号 西尾市資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第26号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第27号 西尾市塩田体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、まとめてご説明します。</p> <p>本条例につきましては、「入館の制限」または「入館者の制限」の規定がありましたが、同じ文化財課の所管施設にも関わらず、条文が統一されていないため、「西尾市岩瀬文庫の設置及び管理に関する条例」と同様の文言に改正するものです。</p> <p>ただし、「議案第26号 旧糟谷邸内文化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のみ、第7条に『文化施設へ入館しようとする者（以下「入館者」という。）』という記載があり、今回の改正と整合性を取るため、（以下「入館者」という。）を削ることとしました。</p> <p>最後に、附則でございますが、いずれも公布の日から施行したいとするものでございます。</p> <p>なお、本件につきましては、いずれも西尾市議会9月定例会に議案として提出する予定でございます。</p> <p>以上、議案第24号から議案第27号までの4議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第24号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>（挙手 全員）</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>

教育長	<p>これより議案第25号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第26号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>これより議案第27号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。(1)生涯学習センター整備工事の契約状況について、説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題(1)生涯学習センター整備工事の契約状況について、ご説明申し上げます。資料31ページをご覧ください。</p> <p>「1 工事の種類」につきましては、まず工事名ですが、生涯学習センター建設工事、生涯学習センター建設電気設備工事(余裕期間制度)、生涯学習センター建設空調設備工事(余裕期間制度)、生涯学習センター建設給排水衛生設備工事(余裕期間制度)の4工事でございます。建設工事と電気工事は先の臨時会で議案とさせていただいた内容になります。空調設備工事と給排水衛生設備工事は、7月10日に入札が行われ、7月17日に契約をいたしました。</p> <p>次に、業者名及び契約金額につきましては、表記載のとおりで、契約金額の合計は24億3千109万7千900円でございます。</p> <p>「2 工期」につきましては、令和7年7月17日から令和9年1月15日でございます。</p> <p>「3 今後の予定」につきましては、令和7年8月からテニスコート解体工事を実施し、その後、令和7年10月から建設・設備・外構工事を実施し、令和9年1月の竣工を予定しております。</p> <p>以上、その他議題(1)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	余裕期間制度とは、どのような制度ですか。
生涯学習課長	生涯学習センター建設工事は、先に解体工事を実施し、その後に建設工事を始めるため、電気工事等の着手日を10月1日とし、契約から着工までの期間を余裕期間とする条件の工事になります。建築の分割工事については、原則、契約日と着手日を同日の設定をしております。ただし、本件のような着手日が異なる場合は、着手日を指定した余裕期間制度にて発注しております。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、(2)西尾市岩瀬文庫企画展100回

	<p>記念特別展（後期）「江戸の出版文化と蔦屋重三郎 ～楽しすぎるよ！江戸の本～」について、説明をお願いします。</p>
文化財課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（２）西尾市岩瀬文庫企画展 100 回記念特別展（後期）「江戸の出版文化と蔦屋重三郎 ～楽しすぎるよ！江戸の本～」について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料 3 2 ページ、およびちらしをご覧ください。</p> <p>岩瀬文庫では、令和 7 年 8 月 3 0 日から 1 1 月 3 0 日までの期間、特別展（後期）「江戸の出版文化と蔦屋重三郎～楽しすぎるよ！江戸の本～」を開催します。</p> <p>現在開催中の前期展示は、日本の出版文化や蔦屋重三郎の足跡をわかりやすく解説し、大変ご好評をいただいています。今回ご紹介する後期展示は、蔦重らの出版した江戸の本を、エンターテインメントやメディア媒体としての側面からご紹介するものです。</p> <p>商業出版が盛んとなった江戸時代には、それ以前の時代とは比べものにならないほど大量の書物がつくられました。そのなかで、蔦屋重三郎をはじめ多くの版元が出版した黄表紙や狂歌本、浮世絵などは、庶民の娯楽として人々の日常を彩りました。パロディや洒落、擬人化したキャラクターの登場など、読んで・見て楽しむ本が盛りだくさんです。蔦重を支えた人気作家である朋誠堂喜三二と恋川春町がタッグを組んで出版した『長生見度記』や、当時流行した人間の善悪の心を擬人化した「善玉」・「悪玉」が登場する『堪忍袋緒メ善玉』などをはじめ、当時の人々の心をつかんだ魅力あふれる本を多数ご覧いただけます。</p> <p>また、会期中には展示解説をはじめ、江戸時代の伝統的な製本方法で書物を作る和装本体験講座や、蔦重が出版した黄表紙を読む古文書講座を開催します。</p> <p>皆さまのご観覧をお待ちしております。</p> <p>以上、その他議題（２）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして、（３）令和 6 年度西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について、説明をお願いします。</p>
スポーツ振興課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（３）令和 6 年度西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況の評価について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料 3 5 ページをご覧ください。</p> <p>西尾市ふれあい広場につきましては、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会規則において、その管理運営状況の評価を教育委員会に答申することとされています。この度、令和 6 年度の評価について、令和 7 年 7 月 1 8 日に評価委員会を開催し、調査・審議いたしましたので、その結果についてご報告させていただきます。</p> <p>[施設名]は「西尾市ふれあい広場」、[指定管理者]は「アイレクススポーツライフ株式会社」であります。</p> <p>[指定期間]は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 5 年間で、[指定管理料]は、令和 6 年度分として、1 億 7 千 2 0 9 万 4 千 9 2 5 円でした。</p> <p>[主な業務内容]は、「施設利用許可及び安全管理、施設及び設備の維持管理、自主事業運営など」であります。</p> <p>次に [利用者数]は、令和 6 年度の合計は、3 6 万 5 千 6 4 7 人で、前年度対比では、2 万 4 千 6 1 5 人の増になりました。</p>

	<p>次に〔年度収支状況〕は、収入合計2億9千474万3千469円、支出合計2億8千255万865円で、1千219万2千604円の増収となりました。</p> <p>利用人数、利用料金収入とも増加しており、特に利用人数においてはコロナ禍前と比較しても99.5%とほぼ同水準まで回復しております。</p> <p>次に、資料36ページをご覧ください。</p> <p>指定管理者の総合評価の表であります。</p> <p>上の表をご覧ください。「基本項目」始め4つの大きな項目に、それぞれ個別の項目があります。</p> <p>評価委員会では、実績報告書などの関係書類と、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価を参考にヒアリングを行い評価を行った結果、評価委員6名の評点の平均は70点でありました。</p> <p>下段の評価委員会の評価をご覧ください。</p> <p>この評点の結果を基に、評価委員会の総合評価、及び区分ごとの評価は「優れていると認められる。期待を上回る水準で管理運営がされている」として、「A」評価となりました。</p> <p>委員からは、「期待する水準で管理運営されている。顧客目線での改善、運営への取組があり、年々利用者が増えて努力されている」との評価をいただきました。</p> <p>以上、その他議題（3）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問もないようですので、日程5を終わります。 教育委員会名義使用として、16件が提出されています。ご確認をお願いします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和7年9月10日水曜日 午前10時00分から、西尾市役所41会議室で予定されています。ご予約いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会8月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。